



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例（税務課）…………… 1

規 則

- 沖縄県石油価格調整税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）…………… 1

公布された条例のあらまし

- 沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例（条例第33号）
 - 1 条例の有効期限を令和 4 年 3 月 31 日まで延長し、引き続き石油価格調整税を課することとした。（附則第 4 項関係）
 - 2 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。（附則）

条 例

沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第33号

沖縄県石油価格調整税条例の一部を改正する条例

沖縄県石油価格調整税条例（平成27年沖縄県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「平成32年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

規 則

沖縄県石油価格調整税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第34号

沖縄県石油価格調整税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県石油価格調整税条例施行規則（平成27年沖縄県規則第27号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（準備行為）」を付する。

附則第3項に見出しとして「（この規則の失効）」を付し、同項中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階</p>
---	--